

令和元年第4回上三川町議会定例会会議録

令和元年12月3日(火)

2 目 目

(一般質問)

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 篠塚 啓一	第2番 宇津木宣雄
第3番 海老原友子	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 高橋 正昭	第8番 稲川 洋
第9番 勝山 修輔	第10番 津野田重一
第11番 生出 慶一	第12番 稲見 敏夫
第13番 松本 清	第14番 稲葉 弘
第15番 石崎 幸寛	第16番 田村 稔

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 篠塚 啓一	第2番 宇津木宣雄
第3番 海老原友子	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 高橋 正昭	第8番 稲川 洋
第9番 勝山 修輔	第10番 津野田重一
第11番 生出 慶一	第12番 稲見 敏夫
第13番 松本 清	第14番 稲葉 弘
第15番 石崎 幸寛	

3. 欠席議員

第16番 田村 稔

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 小島 賢一 書記（総務係長） 渡邊由紀子
書 記 柳田 裕子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	和田 裕二
教 育 長	氷室 清	総務課長	石崎 薫
企画課長	枝 淑子	税務課長	海老原昌幸
住民課長	星野 和弘	地域生活課長	川島 信一
健康福祉課長	梅沢 正春	子ども家庭課長	田仲 進壽
農政課長兼農業委員会事務局長	小池 光男	商工課長	枝 博信
都市建設課長	鶴見 幸一	建築課長	川島 勝也
上下水道課長	伊藤 知明	会計管理者兼会計課長	保坂 文代
教育総務課長	吉澤 佳子	生涯学習課長	星野 光弘

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

○副議長【石崎幸寛君】 皆さん、ご起立願います。

(全員起立)

○副議長【石崎幸寛君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○副議長【石崎幸寛君】 ご着席ください。

本日の会議に先立ち、ご報告申し上げます。

本日、田村議長から欠席する旨の届け出がございました。

ただいま申し上げましたとおり、議長欠席でありますので、地方自治法第106条第1項の規定により、本日、副議長の私が議長を務めさせていただきます。議員各位におかれましては、議会運営にご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

(欠席議員 16番 田村 稔君)

○副議長【石崎幸寛君】 これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は15人です。

日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○副議長【石崎幸寛君】 日程第1、一般質問を行います。

なお、質問者に申し上げますが、議会会議規則及び議会の運営に関する要綱を遵守されますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、質問の内容を十分に捉え、簡潔明快なる答弁を求めます。

順序に従い、6番・志鳥勝則君の発言を許します。6番、志鳥勝則君。

(6番 志鳥勝則君 登壇)

○6番【志鳥勝則君】 ただいま議長から発言の許可を得ましたので、一般質問に入らせていただきます。

今回は2点ほど質問させていただきます。執行部の明快な答弁を求めます。

まず、第1点目に通告しました道路の維持管理について、舗装補修、町道のライン等の維持管理方針と実際の維持管理について、町はどのような対応をしているのか、お伺いいたします。

○副議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

町道の維持管理については、道路利用者の円滑な通行と安全を確保するために実施するものであり、地元要望やパトロール、点検などから、緊急性や公共性等を考慮し、補修を行っているところでございます。現況道路の老朽化に伴い、対策が必要な箇所が年々増加していることから、コスト縮減や、選択と集中による効果的な整備を実施し、道路利用者の安全・安心の確保に努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○副議長【石崎幸寛君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 それでは、私はここで、特にセンターラインが消えている箇所があるというように多くの方から言われました。そうした結果、町内全域を回って調査しましたら、幹線道路、センターラインが引いてある道路ということですから、交通量の多い幹線道路ということでもあります。そういった箇所が、私の目で道路のセンターラインが完全に消えてるという箇所が、10カ所ほどお見受けいたしました。この10カ所の路線の延長を担当課によりお話を聞きしましたら、約5,500メートル、5.5キロあるということでございます。担当課の言い分によると、こういった道路のセンターラインが、必要において引かれたのが消えているということは認識していただいておりますが、なかなか財政の面でというようなことではございますが、今、高齢者が道路の逆走をして大きな事故を起こすというのが頻りにニュースで聞かれています。このような状況の中、センターラインを早期に引き直していくということが大事かなと思っておりますが、町長、その辺のところの安全・安心はどのように考えているのか、お伺いいたします。

○副議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 先ほど答弁申し上げましたとおり、緊急性等を考慮しながら、担当者のほうで優先順位を決めて補修を行っているところでございます。

○副議長【石崎幸寛君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 担当者のほうで緊急性を決めてということではございますが、そうすると、平成30年度に、あるいは平成29年度、あるいは平成31年度あたり、センターラインを維持補修する予算と事業量はどれくらいあったのか、お伺いいたします。

○副議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長【鶴見幸一君】 ただいまのご質問に対しましてご回答申し上げます。

過去3年の区画線、ラインに係る予算と執行状況ということですが、28年から30年度までの区画線、こちらの交通安全施設に係る費用はですね、毎年450万円程度となっております。それで、区画線にかかわる工事なんですが、28年度が約130万円、29年度が310万円、平成30年度が230万円となっております。ちなみに区画線以外では、交通安全施設としまして防護柵等の工事をしておりますので、予算の中でも区画線以外の工事も実施しているところが現状でございます。

以上です。

○副議長【石崎幸寛君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 先ほど、私、10路線ということではございますが、この10路線、5.5キロについては完全にラインが消えているということではございます。緊急性、優先順位と言いましたけれども、今、聞いている道路は全て緊急度が高いというふうに私は認識しておりますけれども、その1つに、役場の東側、南北に走っている道路、ここは全くセンターラインがありません。そして、いきいきプラザの東側の南北の道路、ここも全くセンターラインを確認することができません。こういった町の公共施設、人が集中するような場所、これは緊急度が最優先じゃないかと思うんですけど、町長、その辺のところどう思いますか。

○副議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 限られた予算の中で、先ほど申し上げましたとおり、点検等を行い、そして緊急性の高いところから補修をしている状況でございます。

○副議長【石崎幸寛君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 ちなみにですね、いきいきプラザの南側の東西の通り、**さんとの間の、いきいきプラザとの間の東西の通り、これは延長が160メートルあるんです。この160メートルの事業費というのは34万4,000円。町はよっぽど財政が厳しいから34万4000円の、人が集まる道路もラインが引けないんじゃないかと思えますけども、それと、いきいきプラザのすぐ東側の南北の通り、これは410メートル、これについては事業費は概算で約88万円。そして、明治中学校の敷地に隣接する南北の道路、これは、生徒らが集まって登下校時に利用してる道路、この南北の道路390メートル、事業費84万円についても、全くここもセンターラインの引いた形跡すら見られない状況であります。町長、この辺のところの予算づけっちゃうのはできないんですか。

○副議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 私が個別の場所を決めているわけではなく、担当者が町内の状況を点検した中で優先順位を決めて補修をしているところでございます。

○副議長【石崎幸寛君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 私が確認したこの10路線につきましては、緊急度が非常に高いということでございます。そして、センターラインのない道路を、右を走っても左を走っても逆走したということはないんですよ。センターラインの引いてある道路は必要性に応じてラインを引いたわけですから、これらの道路はすぐ引く必要があるんじゃないかと。夜間、雨が降ってるときとか、そういったときに、センターラインを目指して、目標にして左側、右側を通行車が走ってるわけなんです。雨が降った日なんかは特にどこを走っていいかわかんない、そういうような状況なんですけども、町長、全部でね、10路線やんのに、5.5キロで約1,200万円なんです。ラインのために300万円ずつ、あるいは400万円ずつ予算配分するということになれば、3、4年でできるわけなんです。その辺のところは、町長、どう理解しますか。

○副議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 繰り返し答弁になりますが、当然、必要な場所は毎年、区画線の補修も行ってある状況でございます。その中できちんと優先順位を決めてやっていきたいというふうに思っております。

○副議長【石崎幸寛君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 予算がないというのはわかりますけども、安全な道路を危険な状態で、危険を先送りしてるというようなことにしか聞こえませんが、その辺のところをよく理解して、実計においても予算づけしてってもらえればいいんじゃないかなというふうに思ってます。ちなみにですね、平成30年度の決算を見ますと、道路維持事業費として1億と434万5,000円、これだけ配分されてて、補正で減額が410万円してあるんですよ。執行残が191万2,000円。こういった執行残の予算でラインを引くという方向に持っていけば、何ら財政負担もないんじゃないかと思うんで

す。それと、道路新設改良費、これが3億6,772万9,000円、補正増額で756万3,000円、執行残で543万1,000円。道路維持事業費の執行残、道路新設改良費の執行残、合わせると734万3,000円なんです。こういった部分で予算のやりくりを課内でやれば、当然できるかと思うんですけども、なかなか実計で配られた予算以外のところに使うことができないというふうな、理不尽な話になってきていると思うんですけども、財政課長にお伺いいたしますが、こういった部分については、予算の流用とかそういったことをして、やりくりはやっちゃだめなんですか。

○副議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。企画課長。

○企画課長【枝 淑子君】 実施計画事業である程度事業については決められてるところがありますがけれども、事業の内容によって、必要なときには事業費の変更を行って実施している事例もございます。

○副議長【石崎幸寛君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 そうすると、今、私が言っている、センターラインがあるべきところにセンターラインがないと。どっちが右側でどっちが左側だか、右側を走ってもこれは逆走というような言葉に当てはまらないんですよ。いきいきプラザの周辺、役場の東側、明治中学校に隣接した西側の道路、これらも全くセンターラインが見えないということで、今、企画課長が申したような予算の流用の範囲内に当てはまるのかどうかお伺いいたします。

○副議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。企画課長。

○企画課長【枝 淑子君】 事業の内容によっては変更も可能かと考えております。

○副議長【石崎幸寛君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 今、言って、緊急度の高いと思われる、私の感覚ですけども、このセンターラインについてはどう思いますか。内容の変更には該当しますか、しないですか。どういうふうに考えてますか。お伺いいたします。

○副議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。企画課長。

○企画課長【枝 淑子君】 道路の維持、修繕事業に関しましては、費用の全体予算の中で必要性の高いところから実施していることと思いますので、担当課の判断で必要なところに必要な事業費を充てて実施しているものと考えております。

○副議長【石崎幸寛君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 今の財政課長から、いい返事をもらったような気がします。都市建設課長も聞いてたかと思うんですけども、平成31年度、令和元年度の予算で執行残が出たような場合には、ぜひともセンターラインを引くような予算の方向に流用して、緊急に危険な道路を廃止していつてもらえればというふうに思います。私もこの執行残、平成30年度の734万3,000円という執行残をそのまま流しちゃったというのは非常にもったいないような気がします。5.5キロの道路にセンターラインを引くの約1,200万円。この執行残で、1,200万円ですから6割ぐらいの工事はできたんじゃないかなというふうに思ってます。そういうふうな上手な予算の運用をしていつてもらえないかなと思います。上三川町の条例の財務規則に、第17条、歳出予算の流用ということで、「課長等は予算の定めるところによる各項の経費の金額の流用をするときは、または配当予算の目もしくは節・細節間の金額の流用を必要とするときは、予算流用伺書を作成し、企画課長の決定を受けた後、上三川町決裁

規程により、その旨を会計管理者に通知しなければならない」ということですから、予算の流用は十分認められていることですので、財政課長が担当課の判断でというようなことで、今いい返事をくれたものですから、都市建設課長、ぜひとも、このような手法を有意に使うことで今後の道路行政を進めていってほしいというふうに思います。

1点目の質問は以上で終わります。

次に、第2点目の、台風19号による被害の災害復旧について。町道、河川、東蓼沼橋等の災害復旧費の見直しについてお伺いいたします。この質問については、昨日の災害復旧補正予算でおおむね町の対応が理解できましたので、質問の内容を縛り、東蓼沼橋の災害状況と復旧について町長にお伺いいたします。

○副議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

今回の台風第19号において受けた公共土木施設の被害は、町道で28カ所、町管理の河川で5カ所、都市公園で1カ所となっております。これらの箇所については、年度内復旧に向け作業を進めているところであります。また、東蓼沼橋につきましては、橋自体の変異など大きな被災はございませんでしたが、河川の洗掘状況が確認できず、車両等の重量があるものの通行を規制しておりましたが、水位が低下し、濁りがとれ、橋脚の安全性が確認できましたので、今後は現在発注している防護柵などの修繕が完了次第、通行規制を解除する予定です。また、流木などのごみについては、渇水期の河川水位が低下した段階で除去する予定でございます。

以上で答弁を終わります。

○副議長【石崎幸寛君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 台風の翌日、確認に行きましたらば、通行止めというようなことになっておりまして、近くまで行きましたが、よく私自身確認できませんでした。通行止めになってるんで被害はあったのかなというふうに思ってたんですが、今、町長の答弁で特に被害がなかったということですので安心しました。それで、通行止めはいつごろ解除になるのか、おおむねの予定をお伺いいたします。

○副議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長【鶴見幸一君】 東蓼沼橋を現在通行止めにはしているんですが、こちらのほうは、台風の影響によりまして、10月11日に通行止めとしておりましたが、先ほど町長が申し上げました、上部工の変異、こちらのほうがなかったことからですね、道路が復旧されまして、10月17日に歩行者の通行止めの解除を行ったところでございます。またですね、橋脚の安全が確認できないということで、引き続き車両の通行止めとしておりましたが、現在、河床低下の部分がですね、河床低下が確認されなかったということで、こちらのほうも、先ほど防護柵が復旧次第、通行止め解除を行うということでご説明申し上げたんですが、見込みといたしましては、今月中にですね、交通開放する予定になっております。それと、交通開放に際しましては、町のほうでですね、道路上を一応軽トラ等で試走しまして、安全を確認して、それから開放という形にしたいと思っております。

以上です。

○副議長【石崎幸寛君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 通行止めも整備が進めば開放するというようなことでございますが、生活道路として利用している向河原の人、あるいは農作業に出向く東蓼沼、中根の人、こういった地域住民に対しては、そういった今後の開放するというような方針というものは周知してあるのかどうか、お伺いいたします。

○副議長【石崎幸寛君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鶴見幸一君】 橋梁の利用者といたしまして、地元自治会もしくは学校の関係者、児童なんですが、こちらのほうにつきましては、通行止めの情報等は流しておりました。またですね、開放できる時も情報のほうは流していたんですが、今回の見込みにつきましては、何日ぐらいということで、見込みが立った時点で報告する予定になっております。

以上でございます。

○副議長【石崎幸寛君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 分かりました。いずれにしても、今回はタマネギを植えるような農繁期の時期だったと思います。中根、東蓼沼あたりの方が向河原に土地を持っているということで、作業に出向くのにも不便を来している。そして、また、通行止め期間中にあった小・中学校の生徒に対しても不便は来していたのかなというふうに思います。いずれにいたしましても、日常生活の中で生活道として使っている方々の不便性を回避するため、早急に整備して、一日でも早く通行できるようにしていただきたいと思います。2点目の質問は以上です。

これで私の一般質問を終了させていただきます。

○副議長【石崎幸寛君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時38分 再開

○副議長【石崎幸寛君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

なお、議場が暑いという方がおられますので、上着の脱衣を許可いたします。

○副議長【石崎幸寛君】 6番・志鳥勝則君の質問が終わりましたので、順序に従い、9番・勝山修輔君の発言を許します。9番、勝山修輔君。

(9番 勝山修輔君 登壇)

○9番【勝山修輔君】 質問に入る前に、台風による豪雨の被害に遭われた方にお見舞いを申し上げたいと思います。また、上三川町にボランティアに来ていただいた580名の方々にもお礼を申し上げたいと思います。

私は、今回の台風19号による被害について、3点ほど質問したいと思います。

1点目、田川の増水に対する町の対応は。新4号線の道路排水の雨水の対策について。3点目、田川に流れ込む支流の対策について、町長にご質問をしたいと思います。

○副議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目、3点目については関連がございますので一括してお答えいたします。

今回の台風第19号では、田川上流部において、これまで経験したことのない短時間豪雨により田川の水位が急激に上昇し、本町の観測点である明治橋では過去最高となる4メートル69センチを記録いたしました。水位上昇に伴い、田川の一部地域での越水や、田川へ流れ込む河川や用水などの溢水により、本町でも広い範囲で住宅などの浸水被害が発生いたしました。これまで本町では、これらの内水被害を軽減するため、平成25年度から、赤沢川と井川において対策を講じてまいりましたが、今回の災害はこれらの想定をはるかに超えるものでございました。内水被害については排水先である河川と密接に関連しておりますので、河川の管理者である県の動きと連携して対策を検討してまいりたいと考えております。なお、今回の災害では、本町より上流である宇都宮市においても大きな被害を受けており、県では洪水の特性や今後の対策を調査中と聞いております。町としてもできることを見極め、県の動きに対応できるよう連携を密にしていきたいと考えております。

次に2点目についてお答えいたします。新4号国道につきましては、国で管理しており、上三川町内の道路の排水については、道路脇の排水溝を経由し、武名瀬川と田川に排水しているとのことであります。町といたしましては、支障箇所が確認された場合には、改善していただくよう国へお伝えしてまいります。

以上で答弁を終わります。

○副議長【石崎幸寛君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 今、箇条書きでちょっとお尋ね、もう一度しますが、台風と集中豪雨で床下、床上を増水するたびに受ける五分一の自治会の約半分が、ご存じのとおりだと思うんですが、この対策は町長はどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

2番目、この水害を解決する方法は、町長はどのようなお考えをお持ちなのかお聞かせ願えますか。この浸水の根本は田川が増水に尽きると思うんですが、想定しない、想定するということがばかり言っていて、現実にあったわけですから、これで私が議員になってから、五分一の半分の自治体の床上・床下浸水は、私はこれで3回目も経験してます。私もこのときにトラクターに乗って田川の上まで行きました。田川の上に行って、運転してくれた人が、「このまま行ったら死んじゃうから、やめようよ」と言うんで、Uターンして帰りましたが、土手から少しずつ田川の水が両方に落ちるのを見たことがございますか、町長。急なことじゃないですから、最後に五分一で真っすぐな川になるんですよね。そうすると、河川が膨らんでますから、両側に少しずつ水が流れ、あれが大きくなったら堤防は崩壊してると思うんですが、それを見たときに、こんなにも想定外だ、想定以内の話じゃなく、こぼれるというのをこの目を見たときには本当に私もびっくりしたところがあります。ここに田川の水が増水すれば、支流の河川は逆流してくることは当然だと思うんですね。この当然なところに堰守という人がいて、水を止めるというんですが、これが年とってる人、3人や4人じゃとても、回すも回さないも、動きません。これがなくなるということは何をしなきゃだめだというふうに町長はお考えですか。このことについてお

答え願えませんか。

○副議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 最初の五分一の対策でございますが、五分一が今回の水害によって被災を受けたことは、もちろん認識しております。先ほどの答弁でも申し上げましたように、平成25年から内水被害対策ということで、五分一の上流側にあります赤沢川と田川の合流点で対策を講じました。これも県との協議の中で、こういったものが有効であろうということで進めさせていただいたところであります。先ほども申し上げましたように、今回の水害対策ですが、田川を管理している県の対策と町の対策を連携しながら進めていくべきと考え、今、県と綿密に連携をとるよう調整をしているところでございます。

○副議長【石崎幸寛君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、町長、田川の水が増水しました。逆流してくる水を止めようとしないと、支流から田川には行けない水が逆流してくることを、堰を止めることができないということは、どんな対策があると思いますか。

○副議長【石崎幸寛君】 町長。

○町長【星野光利君】 これも先ほど申し上げましたように、たびたび田川が増水して水位が上がってくると、当然、支流の河川は、その水が田川に排水できませんので、通称バックウォーターとかって言いますが、そういったことの現象があることも確認され、上流の井川の部分でも排水堰などをつくって、これも内水対策で行ってるものでありますが、こういったことも含めて、今、河川管理者である栃木県と協議を進めているところでございます。

○副議長【石崎幸寛君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、上三川町だけではできないということは明白ですよ。田川の水にしろ武名瀬川にしろ、調整池を今までつくってきましてし、防波堤というか、調整池になるようにコンクリートでつくってもらった経験があります。それが今回はあだになったというか、そこへ水が溜まり過ぎてしまったためにもものすごい勢いで自治体の中へ流れ込んでいって、ひどい家は裏口から水が入って玄関へ流れるなんていうことがありました。それは、あそこに水を止めて、計算では幾つのが溜まるんだと、調整池の役目をするんだということが、田川の逆流によって余計ひどい目に遭ったというのは、私が目で見てきた現実でした。だから、計算上ではできるんでしょうが、事実は違ってるということなんですね。それを見もしないで、対策室で会議をやってもですね、水は止まらないし、よけてくれないし、そういうことだと思うんですよ。危ないから行くなって言ったって、町民が死ねば責任は自治体にあるわけですから、その自治体の人間が雨の中に、私が行ったことすら、「行かないほうがいいよ」なんていう言葉を言われたんでは、誰が見にくんだということになると思うんです。町長みずから行ってもらえることが一番必要だと私は思っておりますので、その辺のところはどんなふうにお考えでしょうか。

○副議長【石崎幸寛君】 町長。

○町長【星野光利君】 増水が始まってから、当然、役場の担当者のほうで町内各地、特に田川沿線部については点検をして、その状況は職員の中でも共有できてるものと思われま。

○副議長【石崎幸寛君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 田川の水が増水した、増水したということを盛んにおっしゃいますが、田川が、宇都宮が氾濫した理由は、県の方がいれば分かるんでしょうが、競輪場通りと江野町から泉町を通過したところは人間が歩けるぐらいの地下道ができてます。そこに降った雨が全部入りますと、それが田川に流れ込みますと、私の見た感じで、約3メートルぐらい吹き上がりましたね。そうすると水が両方とも止まってしまいます、勢いがいいんで。それで氾濫するわけです。その水が全部上三川に流れてきちゃう。宇都宮に私は、調整池があるんですかということ聞いたんですね。1個もありませんと言うんです。上三川は赤沢川でも武名瀬川でも調整池は何個もあるんですよ。宇都宮は土地が高いんで1個もないと言うんですよ。じゃあ、下流ばかりひどい目に遭うんじゃないかというふうに私は思うんですが、町長はどう思いますか。

○副議長【石崎幸寛君】 町長。

○町長【星野光利君】 重ねて申し上げますが、今回の被害もこれまでの被害についても県と協議をして、我々も内水対策などをとってまいりましたが、今回の状況についても既に町の職員、我々と一緒に県の方々も状況をきちんと確認していただいておりますので、これからまたそういったことを踏まえて、河川管理者であります栃木県と一緒に対策について策を講じていく、またそういう協議をしていくということで今進めております。

○副議長【石崎幸寛君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 私からのくだらない提案だと思って聞いていただけますか。環状線の下にトンネルをつくってくれということ、私、議員になった次の年に、市会議員の議長と一緒に市に言ったことがあるんです。あそこの用水に流せるものだけでいいから少し流させてくれないかと、県に働きかけてくれというふうをお願いをしたんですが、町のほうから何も言われないのに宇都宮市でそんなことを勝手にもできないと、こういうことでした。私は、田川の水が、ここまで来て流せる範囲内でいいですから、鬼怒川に流せたらいいなど。また、うんと鬼怒川に流せれば、鬼怒川がまた氾濫するようになると思うんですが、その辺のところを少し考えて、いっぱいになるのが幾らかずつでも少なくなるような方法を考えてもらうことと、宇都宮の市長とは仲の良いお友達だというふうに聞いてますので、一緒になって県に言って、そんなようなことも考えてもらう必要があるんじゃないかというふうに私は思うんですが、町長、どんなふうでしょうか。

○副議長【石崎幸寛君】 町長。

○町長【星野光利君】 田川の、その対策につきましては、専門家の知見などを、当然、入れて、どういったものが一番有効で、そして、かつ、早期に対策ができるのかというのを、県に申し入れをしてまいりたいというふうに思います。その手法におきましては、これから県のほうでさまざまな対策案を練って、その中で、予算の中でもありますでしょうし、時間的な部分もありますでしょうし、そういったところを総合的に鑑みて、宇都宮市とも、もちろん連携をとりながら、田川の対策については講じてまいりたいというふうに思います。

○副議長【石崎幸寛君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 それと、私が言うのは、田川に流れ込む水門のですね、自動化ということは何

とか国に、今、補助が出るというふうに聞いてます。どういうふうな補助が出るか私は分かりませんが、その補助をもらってですね、電動するようなものをつけてくれないと、農家の方も年とって、堰守だという人、1人や2人じゃもうとても動かないんだと。どうしても電気でですね、自動に降りたり上げたりできるようなものを、そんなに高いお金じゃないと思うんです。災害があったんですから、災害でもらえるものは有効にもらってですね、その辺のところは考えてもらえる気持ちはございますか。あるかないかで結構です。

○副議長【石崎幸寛君】 町長。

○町長【星野光利君】 もちろん田川の場合、治水の部分と利水の部分がありますので、そういったものを総合的に鑑みて、やれる対策は講じてもらう。そういったことで県と協議をしてまいりたいと思います。

○副議長【石崎幸寛君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 やってもらえるということ念頭に置いてですね、これから増水があってもいられるようにひとつしてもらえればいいと思います。ただ、年とった者しかいませんから、若い人がいるなら力で何とかする時代はもう終わったんだと思うんですよね。もう老人しかいない自治体もあるぐらいですから、その辺のところをよく考えてください。

2番目の質問に入りたいと思います。いきいきプラザの指定管理についてで、建物、設備のメンテナンス状況について。2つ目、植栽のメンテナンスの費用について。3番、季節の行事の飾りつけや何かの状況において、町長、お尋ねしたいと思います。

○副議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

建物、設備などの日常的なメンテナンスにつきましては、指定管理者との間で締結しました基本協定書及び指定管理業務に関する仕様書に基づき、日常的な点検を実施しているところでございます。しかしながら、いきいきプラザは、平成20年6月の開館以来11年が経過しており、経年劣化による修繕箇所が増加傾向にございます。こうした状況に鑑みまして、町では、平成30年度からの指定管理期間において、重要設備に焦点を当てた計画的な修繕及び緊急的な修繕業務を導入しております。これらは重要設備が破損するリスクを回避し、破損してしまった場合にその影響を最小限に抑えることを目的として実施しております。今後も町民の皆様から末永くご愛顧いただけるような快適な施設を目指して、メンテナンスに努めてまいりたいと存じます。

次に、ご質問の2点目についてお答えいたします。植栽のメンテナンスにつきましても、先ほど申し上げたとおり、指定管理者との基本協定書及び指定管理業務に関する仕様書に基づく日常的管理を行っております。植栽に係る費用ということでございますが、いきいきプラザ敷地内の景観が良好に維持されるよう、多目的広場管理業務委託として指定管理者が町内の造園業者に委託して、指定管理料の中から支出しているところでございます。委託業務の具体的な内容は、除草、芝刈り、低木の刈り込み、剪定とその処理、薬剤防除などでございます。

次に、ご質問の3点目についてお答えいたします。いきいきプラザでは、指定管理業務に関する仕様

書に基づき、11月から1月までイルミネーションを設置しております。また、指定管理者独自の利用者サービスとして、ひな祭りや七夕、ハロウィン、クリスマスなどの季節に合わせた施設内の飾りつけを行っているところでございます。このような取り組みにつきましては、来館された方から好評を得ているところでございます。今後も継続していき、町民の皆様楽しんでいただき、愛される施設となるよう、指定管理者と知恵を出し合いながら創意工夫を凝らしていきたいと考えているところでございます。

以上で答弁を終わります。

○副議長【石崎幸寛君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 いきいきプラザの再質をちょっとしてみたいと思います。メンテナンスは、金額によって町が支出するもの、指定管理者が支出するもの、この2つに分けられているというふうに私は聞いております。そうすると、私が思うことに、利用者が利用するのに、使うことが決まっているものを、大きなマットを半分に切ってですね、消費節減か経費節減かわかりませんが、使ったり、大きなマットを半分に切ってですね、そういう事をやったり、これを直しておいてくれればそんな大金がかからないだろうなというふうに思うところを、メンテナンスという創意工夫もなく、壊れるがまま、壊れてしまえば町が出すお金で払ってるというふうなところが往々にして見える。私は毎日行ってるもんで、余計言われるのかもしれませんが、私が議員だということは皆さんご存じらしく、何が壊れた、なにが壊れたって、私はその係でもないし、そのメンテナンス業者でもないんですが、よく苦情を言われます。その苦情を言われてることを町はご存じなのか。知らないのか。今言うように、飾りものは好評だと。それは好評なところもあります。でもやってしまえばそれで終わりです。イルミネーションの話などしますと、「寒々してるよね」、「毎年同じだよね」、「町はやればいいというだけかね」と言う人もいます。人それぞれですから、いますよ。「赤いのを1つずつ増やしたっていいじゃないのね」、「もうちょっと明るい色も入れたっていいじゃないのね」と言う人もいます。ハロウィンのときも同じものを毎年飾ってるね、冬になったらクリスマスのツリーも同じだね。町は、指定業者にやらせてしまえばそれでよしというふうに勘違いしてるんじゃないでしょうかね。それで、植栽のメンテナンスをしてるので、私はいつも気になっていたんですが、台風で倒れた木は、赤いポールが立って、倒れたまんま、これ、何か月もあります。そのうちシラカバの木が4本あったのが1本しかなくなっちゃった。それをどうして切ったんだか、まだ調べてませんが、ないんですよ。枯れてきた木を、やる業者に「これ何で切らないの」って言ったら、「切ったほうがいいよ」と言ってるんですが、そういう指示がないんだと。これを切るのにお金がかかるからっていうけど、「メンテナンスとしてあなたのところ受けてんだから、このぐらいの木切るのは当たり前じゃないのか」って私は言ったんです。そしたら、指示されないものはしないんだと。それじゃあ、木が枯れてもそのままなのかということになりますよね、町長。それで植栽をちゃんとやってんだというのは、誰が見てちゃんとやってんだか、ちょっと答えてみてくれますか。誰が見て判断してるのか。何ていう人が判断してるのか。

○副議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 植栽の管理につきましては、指定管理業務ということで指定管理業者のほうに委託しているものでございます。その業務の内容につきましては、先ほど町長の答弁にもあり

ましたように、仕様書がございます。その中で、何の木は何年に1回、あるいは芝については何年に1回刈り込みというものが事細かに記されております。こちらの内容に基づきまして指定管理業務として実施していただいております。台風で倒れたもの、あるいは年数たちまして、木としてもう枯れてしまったようなものにつきましては、利用者の方に危険ないように早い段階で伐採して、倒木による事故等を防ぐような処置をしているところでございます。

以上です。

○副議長【石崎幸寛君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 じゃあ、課長に聞きますが、木が倒れて、伐採してしまえばそれで終わりなの？ じゃあ、木は4本あるよとって、指定者に指示をしてるんでしょう。それが1本になったら、その費用は余るんじゃないの？ 簡単なことを嫌味で言うんじゃないけど。枯れた木があって、それをメンテナンスしたら切るということがなぜいけないの？ 下のほうが生きてるんだから、生かせるらいじゃないの。8年もそのままだよ。どうして、じゃあ4本あった木を3本に切っちゃうの？ じゃあ、切れれば終わりなの？ ある人はこういうことを言ったことがある。草の根を取らないんだと。そうすると、あつたかくなるとまた草が生えるんだと。だから、そのときにまた上だけ取るんだと。ずっと永遠にそうやってるのかということになるでしょう。中へ入って根を取らなければ。枯れた木があったら、それだけを切ったらいいじゃないの。下から出てくるんだから。みんな、それじゃあ、とっちゃったら、あの植栽ないほうがいいってことになるんじゃないの？ 大きなマットを使ってるものを切って半分ずつにして使うというのはね、経費節減も甚だしいよ。そんなところへ行きもしない、見もしないで、仕様書にあるよ、契約書にあるよ、じゃあ、契約書にあるなら、木が3本どうして切れたんだか答えてみしてくれる。仕様書にあるんだろう、木が切れたのは。

○副議長【石崎幸寛君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 仕様書にはそのようなことは書いてございません。ただ、通常の多目的広場の維持管理としまして、枯れた木については危険が及ばないように伐採する。あるいは台風で倒れた木についても排除するという事は、通常の維持管理の中で行う業務であると考えております。

○副議長【石崎幸寛君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そしたら、木を切っちゃったら木は植えないのですか？ 最初は木は4本あった、5本あったっての、台風で倒れて切っちゃったらそれで終わりなの？ それはどうなってるんですか。

○副議長【石崎幸寛君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 その点につきましては、現在、どのようにしていくか検討しているところではありますが、ただ、多目的広場、あそこはですね、大きな木が根を張るにはちょっと下の地盤のところは余り有効な形にはなっていないというのがありますので、今後、仮にまた同じような木を植えかえた場合でも、また今回と同じように、やっぱり20年程度で枯れてくる木、木の種類によってはそれぐらいで枯れてくるような種類もあるということなので、どういう木を選定するかなどについても検討しなければならぬところがあると思います。今後の検討とさせていただきますと思います。

○副議長【石崎幸寛君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 経費節減と利用者の不便性は別だよ。どこかに使ってたマットを半分は切って違うとこに使うというのは、仕様書にあるわけじゃないでしょう。そんなことが往々にしてあるんだよということを今、説明してるんですよ。あなたの言うように、枯れた木を見たことがないのかな。あるとこも教えましょうか。**さんの角のとこにある木は、頭を切って枯れてますよ。8年も同じ状態で、私が2度ほど注意したよ。切ってあげりゃあいいじゃないかって、メンテナンスなんだから。言ってもやれという指示がないんだと。じゃあ、どこ行って指示してるのかなということなんです。あなた知ってましたか、枯れてるの。

○副議長【石崎幸寛君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 木につきましては指定管理者のほうから報告があります。それについては報告は受けております。

以上です。

○副議長【石崎幸寛君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 報告を受けたらですね、どうするか、こうするか、明快な回答をしてやってくださいよ。全て税金ですから。あなたのお金を使ってるんじゃないんだから。真面目な答弁してくれませんか。

それで、私は、それでは3番目に移りたいと思います。関連はしますが、上三川町情報公開条例について、1点。上三川町の情報公開条例第7条第3号の解釈についてどのようにとらえているかを、簡単明快な答弁をいただけますか。

○副議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

上三川町情報公開条例第7条第3号では、非公開情報の要件の1つとして、「法人その他の団体に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、事業活動によって生じ、または生ずるおそれのある危害から人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く」と規定しております。このうち、「公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」については、生産、技術、販売及び営業等の情報であつて、公開することにより、当該法人等または当該個人に対して、競争上不利を与えると認められるものなどが該当するものと解釈しております。

以上で答弁を終わります。

○副議長【石崎幸寛君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 それじゃあ、再質で私がちょっとお尋ねしますが、主にですね、個人情報保護法を問題にして、明確な基準をご説明いただけますか。情報公開を制限する場合には、根拠は情報公開条例第7条第3号の解釈によって行われていますが、では、収支報告書の提示要求は、なぜ第7条第3号に触れるか理論的に説明していただけませんか。

○副議長【石崎幸寛君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 議員の収支報告書については詳細には存じ上げてございませんが、先ほど町長が答弁いたしましたとおり、第7条第3号の解釈といたしましては、競争上の不利益となる情報については非公開ということで考えられるところでございます。

以上です。

○副議長【石崎幸寛君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 それじゃあですね、具体的に提示することによって、競争上の地位、正当な利益を害するというならば、それは日本水泳振興会ですか、それとも上三川町なんでしょうか。どちらですか。ご説明ください。

○副議長【石崎幸寛君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 競争上の不利益となる情報ということでございますので、この場合であれば指定管理者ということで考えてございます。

以上です。

○副議長【石崎幸寛君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうするとですね、この原資は税金ですよ。町民の血税で、これ、指定管理料を払ってるんです。その指定管理料を払ってる人の利益はどういうふうになるんでしょうか。お答えくれますか。

○副議長【石崎幸寛君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 情報公開につきましては、情報の公開を請求する権利と非公開情報を比較し、また均衡した結果として、どのような部分について情報公開するかということを決めているところでございます。

以上です。

○副議長【石崎幸寛君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 じゃあ、誰と誰を比較して、それが情報公開をしないよというふうにしたというふうにもう1回説明してくれる。どこで比較して、税金で賄ってるものの情報はもらえなくて、民間に委託したほうの情報は出せないというのはわかったんです。じゃあ、原資が税金なのに、どうしてこれが出てこないのだというのの根拠をわかりやすく言って。難しく言ってる時間なくなっちゃうから。

○副議長【石崎幸寛君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 情報公開を申請する権利者と指定管理者の情報を、そのようなことを比較し、また均衡した結果として、情報公開する範囲を決めてるというようなことになってございます。

以上です。

○副議長【石崎幸寛君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 課長の答弁はいいから、この係の課長に答弁させな。委託業務に関する費用は全て税金で賄ってます。収支報告書が町にはないということで、私は情報公開でいただいています。原資が税金なのに収支報告書がないということで、メモはもらったけど返してしまったので情報公開はできないという答えでしたね、課長。違いましたか。

○副議長【石崎幸寛君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 その件につきましては、先の議会でもご説明いたしました。町として、その書類については確認はしております。ただ、その書類については町では持っておりませんので、町にない文書ですので公開できないということでございます。

以上です。

○副議長【石崎幸寛君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そんなこと言っていると大変だよ。私は、日本水泳振興会が他の市町村とやっている指定管理料の明細をいただきました。6者からいただきました。それにはそんなことは1つも載ってませんし、拒否された自治体はありません。原資が税金だから全部計算書があるはずだと言って、そのとおりあります、ここに。人件費まで載ってますよ、アルバイトから正社員も。どこがあなたの言う、情報公開で不利益になることなの。不利益になることを聞いてますか、私は。民間を指定管理者にする税金は税金なんだよと。税金を費やしてやっているのに収支報告書がないなんて自治体がどこにあるの。メモをもらったから、ない。ここにあるのは、人件費が幾ら、何が幾らまで全部載ってるよ。ただ1つ、氏名だけは黒くなってる。もらったところ全部説明するか。これだけのものがあって、なぜうちの町はないんだよ。ここには人件費まで出てる。明細利用が幾らありました。自主事業が幾らありました。幾らの利益が出ました。だから、こんだけ民間のあれでありましたと書いてあるんだよ。何でうちはないんだよ。全部見せるか。これ見せたときにどういう答弁するんだ、君は。ここに書いてあるだろう。俺が情報公開でもって異議の申し立てしたときに、ここにも書いてあるよ。これは開示すべきだということを開示しないじゃないか。何年もかかってこれ調べてきたんだよ。違うの？ これ見てどう思うの。ほかの自治体は全て載ってるんだよ。何でうちの町はないんだよ。原資が税金なんだよ。よく説明しなよ。

○副議長【石崎幸寛君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 今、議員がお持ちの書類、ちょっとこちらからでは遠くて、よく中身見えないんですが、この件につきましても、これまでの議会で何度もご説明してるとは思いますが、情報公開についての条例に基づいての、町それぞれ判断していることだと思います。上三川町におきましては、平成26年度に情報公開の審査会を行いました。その審査会の中で、その情報については非公開が妥当であるという答申を受けまして、その答申に基づいて議員のほうにも公開をしているところがあります。ただ、議員がおっしゃっておりますが、平成26年の段階では、確かに以前から議員がおっしゃいますように、金額の部分、黒塗りになった、公開されていない収支報告書だったということはこちらでもわかっております。ただ、その後、町の条例に基づきまして、指定管理者も町と同様に情報公開に努めるべきだという条項に基づきまして、指定管理料については公開しております。その件につきましては、議員も情報公開で資料をとっておりますので、お手元にあると思いますので、お確かめいただきたいと思っております。

以上です。

○副議長【石崎幸寛君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 うちの町は情報公開しないと決めたというんですが、町長、ほかの自治体がこ

れだけ明確なものを、私が申請してもらったものですよ。コピーして差し上げますが、これがなぜないのかということをご不思議だと思いませんか。そうすると何かがあるのかなと、問題が。これを出すわけにいかない何かがあるのかなというふうに邪推されても仕方ないでしょう。町長どう思いますか。こんだけ立派な郡山市や、私どもの町よりももっと小さな玉村町なんていうところも出るんですよ。なぜうちを出せないって決めるんですか。だから、情報公開は誰が何の理由で出さないのか。あなた方は水泳振興会の利益を守るためなのか、さっき聞いたでしょう、町の税金の使い道を守るべきか、どっちが先ですか。町長、教えてください。

○副議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 情報公開におきましては、条例に基づいてしかるべき処置をとっているところでございます。

○副議長【石崎幸寛君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 情報公開条例に、じゃあ、この自治体は入ってないんですか。この自治体も情報公開条例を持っているとホームページに出ています。それで、私どもが提出したら出てきたんですよ。これ、情報公開ですよ。それがあなたの言う、町が言う第何条第何項の何に属するのかなというんだ、これは。分からないですか、町長。うちの町も同じ会社と提携してるんですよ。日本水泳振興会、そこと契約してる自治体からいただいているんです。どこに情報公開の何かがあるんですか。課長、答えて。同じ会社だよ。何の情報公開が不利益を起こすんだね。課長に言ったってだめだよ。

○副議長【石崎幸寛君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 情報公開につきましては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の第25条をもとに、第25条で、地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならないと規定してございます。こうした中で、各地方公共団体につきましては、この規定に基づきそれぞれの条例を策定しまして、運用してるというような状況がある中で多少の違いが生じているものと思っております。

以上です。

○副議長【石崎幸寛君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 課長、違いが生じるってね、ここにもらったのはね、6自治体だよ。1自治体、2自治体からもらったんじゃないのよ。だから、今言ったじゃない。公開条例第7条第3号の解釈はどうなってるんですかって一番先に聞いたでしょう。どちらを優先するのかって聞いたでしょう。指定管理者のノウハウが優先なのか、町民の税金を使ってるほうが優先なのかって聞いているじゃないですか。どっちが先なんですか、町長。誰が考えたって分かるだろう。

○副議長【石崎幸寛君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 先ほど来、答弁しておりますように、情報の公開を請求する権利と非公開情報を比較し、また均衡した結果として情報を公開しているところでございます。

以上です。

○副議長【石崎幸寛君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 もう7分しかないんだから、同じことを答えなくてもいいよ。ほかの自治体は

情報をちゃんと公開してるんだよと。人件費まで載せてるんだよと。アルバイトの職員、正社員の。幾らもうかってますよ、幾ら費用かかってますまで出てるわけ。これがなぜノウハウなんだって聞いているんです。これが何のノウハウなんですか。これが情報公開しなくても出てくるんですよ。うちの町は情報公開しても出てこないんですよ。この違いを町長答えてくださいって言うてるの。法律的な解釈をしてんじゃないの。どっちが優先かって聞いているの。

○副議長【石崎幸寛君】 勝山議員、法律の解釈じゃなくて、個人の見解を聞いているわけ？

○9番【勝山修輔君】 個人の見解だろう、税金を使ってるんだから、執行してんだから、個人の見解でしょう。法律的なこと聞いてないよ。

○副議長【石崎幸寛君】 法律で動いてるわけだから、職員、町長をはじめ、そういう質問はちょっとかみ合わないんじゃないかと思うんだけど。

○9番【勝山修輔君】 じゃあ、このね、情報公開しなくても出てくるものが、うちの町はないというんです。まず一番最初に、ない。その原資は何だって言ったら、税金なんですよって言うてる。同じ会社の水泳振興会と指定管理をしている契約書の、これは報告書ですよ。うちはないんですよ。おかしいと思いませんか。課長、おかしくないのかね。答えてみなよ。

○副議長【石崎幸寛君】 どうも質問がかみ合っていないような感じするんですけど。

○9番【勝山修輔君】 何で副議長、かみ合わないの。いいかい。情報公開をしなくても、これ、出てくるんだよと、他の自治体は。水泳振興会と民間委託してる。それ、うちはないと言うんだ、まず1つ。このやつがノウハウだという。ノウハウになりますか、これ、公開してるのに。利益を何か水泳振興会に私どもが聞いたら、何かノウハウは著しく何かになるわけ。ならないでしょう。出てるんだから。それが1つや2つじゃない、6自治体も出てるんだよ。同じ水泳振興会と契約してて、なぜ上三川の町はノウハウになるんだって聞いているの。

○副議長【石崎幸寛君】 勝山議員、議長として議事進行するためにちょっと自分も整理したいんですけど、勝山議員が出たと言ってる書類と、こっちが出せないって言うてるのは何か違うんじゃないかと思うんですよ。

○9番【勝山修輔君】 いや、同じですよ。

○副議長【石崎幸寛君】 だから、かみ合わないんじゃないかと思ってるんですけど。

○9番【勝山修輔君】 業務報告書、決算報告書。向こうが決算をしてるわけだから、これが出てくるわけ、情報公開じゃなくても。うちがこれがノウハウの何に値するんだって。上三川町はこれ、ノウハウだと言ってるわけ。ノウハウ。相手の利益を束縛するという。だから束縛してますかと俺は聞いているわけ。それが出せないと言うから、今、出せない理由は何だって聞いているの。分かる？ 出せない理由を聞いているの、こうやって出るものが。

○副議長【石崎幸寛君】 じゃあ、もう一度同じく。健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 これにつきましては、また同じ答弁になって申しわけないんですが、情報公開、これにつきましては、条例に基づき各市町が判断するものです。上三川町の場合は、これも先ほど申し上げましたが、平成26年の審査会の答申がございます。そちらの答申を尊重した形で情報公開を進めてるという状況です。その内容がノウハウになるかということでございますが、民間企業が

事業を行う上で、これまで蓄積してきた知識、経験、そういうものについてもノウハウになるものと考えております。それは全て指定管理者がいきいきプラザを運営していく上での独自の技術、あるいはマーケティングテクニックなど、そういうものが含まれておりますので、それは明らかにノウハウと言われるものと考えております。

以上です。

○副議長【石崎幸寛君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 ノウハウの何がここに載ってるの。私の聞いていることは、町の税金で運営してるんだから、決算書がないことがおかしいんだから、それを出せと言ってるだけ。これは出てきてるわけ。何がノウハウに関係するのとか、じゃあ、もう1回、情報公開条例の異議の申し立てをすればいいのかい。何遍でもしてあげるよ、これを盾に。町長、これだけは言っときますよ。ほかの自治体は、水泳振興会と契約をして民間委託してます。全てホームページ上でも公開してるし、町にもこれを出してるわけ。だから町からいただいているわけ。これがノウハウの何に当たるんですかって聞いているの。何に当たるんですか。相手の利益の尊重だとか営業上の何だとかって、それは、誰か何かをしている人がいるからでしょう。私の答弁ももう終わりですから、それ以上のことはまた後日しましょう。何遍でもやってみますよ。こんなことを何遍も言わせて、行政は本当に働かないよ。私はこれで終わりにしますが、他の市町村は、村はないですが、上三川町がいかに怠慢であるかという証拠ではないですか。ノウハウ、ノウハウってばかの1つ覚えで、ノウハウなんか1つも載ってないじゃない。私の言っているのは、決算書を出しなさいと言ってるの。税金が原資なんだから、町民を守るほうが先か、指定管理者を守るほうが先かという話をしてるだけなんです。町長、いいかげんに、偽善者じゃあるまいし、指定管理者を問わないで、責任のあれをね、なすりつけちゃだめだよ。1回ぐらい本当のことを話さなよ。ほかのことは何でもいいから、1つぐらい、決算書があるものもないものも、出しなかって言ったら出したら。ほかの自治体は出るんだから。ノウハウでも何でもなく。いつまでもノウハウ、ノウハウって言ってるのはばかの1つ覚えだよ。

これで私の質問を終わります。

○副議長【石崎幸寛君】 質問途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。

午後1時に再開いたします。

午前11時30分 休憩

午後1時00分 再開

○副議長【石崎幸寛君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○副議長【石崎幸寛君】 9番・勝山修輔君の質問が終わりましたので、順序に従い、14番・稲葉弘君の発言を許します。14番、稲葉 弘君。

(14番 稲葉 弘君 登壇)

○14番【稲葉 弘君】 私は2点について質問をいたします。町執行部の明快なる答弁をお願いした

いと思います。

第1点は、台風19号による被災者支援の制度拡充についてです。(1)として、本町でも台風19号による被害が出ておりますけれども、被災者に対する支援はどのようなものがあるのか。それをお聞きしたいと思います。

2番目が、県内の自治体において単独の支援事業を行うところがありますけれども、町の単独支援の考えはあるのか、それをお聞きしたいと思います。

3番目が、厚生労働省の通知では、被災者の医療や介護サービスの利用料金を免除することが言われております。対象者数の見込みはどのぐらいになるのか、それをお聞きしたいと思います。

そして、最後が、住宅応急修理の対象となる場合、どの程度の浸水になるのか。また、対象となる場所、範囲、申請の手続はどうなるのか。また、対象を拡充する考えはあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

以上よろしくお願いたします。

○副議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 石崎 薫君 登壇)

○総務課長【石崎 薫君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

台風第19号による被害では、本町においても災害救助法の適用になりましたが、国における被災者を支援する制度といたしましては、住家の被害状況に応じて、応急仮設住宅の供与や住宅の応急修理、さらには災害援護資金の貸し付けなどの支援制度があると理解しております。

次に、2点目のご質問についてお答えいたします。

町独自の支援につきましては、床上浸水や床下浸水の被害を受けた住宅などの消毒剤の散布や、災害ごみ置き場を設置しての災害ごみの受け入れとその処分などを行っているところです。

次に、3点目のご質問についてお答えいたします。

住家が全壊、半壊、床上浸水の被害を受けられました方につきましては、国民健康保険、後期高齢者医療の医療費及び介護サービス料の免除を行うこととされております。本町では、床上浸水の被害を受けました6世帯が対象になると見込んでおります。

次に、4点目のご質問についてお答えいたします。

災害救助法による住宅の応急修理の対象につきましては、住家の被害程度が10%以上となっておりますが、本町においては対象となる住家被害はございませんでした。

なお、住宅の応急修理につきましては、全国で統一的な基準で運用されておりますので、町独自に対象を拡大するようなことは、現在のところ考えてございません。

以上で答弁を終わります。

○副議長【石崎幸寛君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 それでは、私のほうから何点かなんですけども、町のほうから各議員にファクスで送られてきましてね、台風19号の被害ということで述べてみたいと思うんですけども、避難者の状況が203世帯で580名。床上が10棟、床下が98棟ということですね。農業関係ではアスパラガス1棟、イチゴ4戸、アスパラガス1戸、またトマトが2戸、ニラが3戸、ブロッコリー19戸と

ということで、あと、道路関係では、通行止めの箇所が3カ所、また、田川サイクリングロード一部区間ということで、道路、路肩ですか、路肩破損ということで27カ所、罹災証明が6件と、こういうことなんですけども、今回の台風19号ということで、県内でもたくさんの被害が出ておりますけどもね、特に2番目の問題ですよ。県内自治体の単独支援事業ということで、特に栃木市の場合ですね、かなり大きな被害が出て、さまざまな支援策を行っておりますけども、私のほうから何点かなんですけども、まず農業支援ですね。農機具の購入補償、あるいは被災者の方に行って、ちょっと聞いたらですね、飯米の補助ということで、備蓄米が水に濡れてですね、やはり食べ物にならないと、使いものにならないと、そういうことなんですけども、これらの農業の支援、どういうふうを考えてるのか、町のほうで考えはどういうふうなのか、それをお聞きしたいと思います。

○副議長【石崎幸寛君】 農政課長。

○農政課長兼農業委員会事務局長【小池光男君】 ただいまのご質問にお答えをいたしたいと思います。

まずは農機具の被害ということで、農機具の被害につきましては、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」がございまして、この被災農業者支援型を今回拡充するということで、国が2分の1を補助するというようなこととございます。また、農作物の被害につきましては、県の条例をもとに、農薬購入代や肥料代、県が2分の1、町が2分の1を補助して支援をしておりますところとございます。その他農業施設に関しましては、災害補助がございまして、それらを導入して支援をしております考えでございます。

以上で答弁を終わります。

○副議長【石崎幸寛君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 今、課長から答弁があつたんですけども、農機具の購入補償ということなんですけども、例えば、上限額ということで50万円とか、あるいは100万円ですか、そういう目標というのは設定はしないんですか。それと、あと、飯米の補助ということで、やはり茨城県の常総ですか、の災害のときには、やはり量が多くだったと思うんですけども、備蓄米までやはり補助したという、そういう経過があるんですね。ですから、そういう点で、その考えはないのかですね、お聞きしたいと思います。

○副議長【石崎幸寛君】 農政課長。

○農政課長兼農業委員会事務局長【小池光男君】 農機具の修理や購入費用の詳細についてはですね、まだ農水省並びに栃木県農政部から詳細な情報が現時点で届いてまいりませんので、要綱、要領が示された段階でそれらはお示ししてまいりたいと思います。また、飯米についての補助なり助成につきましては、今のところ回答がない状況でございますが、販売目的をしたお米を備蓄している場合については支援措置を示されているようで、これにつきましても詳細についてはまだ示されてございませんので、示された後に皆様にPRしてまいりたいと思います。

以上で答弁を終わります。

○副議長【石崎幸寛君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 ぜひ、そういう方向でですね、よろしく願いいたします。

次に、水道料金、下水道料金の減免ということで、その考えはあるのかどうか。これをお聞きしたい

と思います。

○副議長【石崎幸寛君】 上下水道課長。

○上下水道課長【伊藤知明君】 ただいまのご質問にお答えします。

今回の台風19号の被害を受けた自治体におきましては、上下水道の減免を行っている自治体がございます。大きな被害が出た栃木市や佐野市、足利市、宇都宮市等では、上下水道の減免を行っているというふうに確認してございます。減免の内容としましては、罹災家屋を対象としまして、罹災証明書を交付した家屋につきまして、罹災した家財等の清掃作業に使った水等の使用分の水道料金等を減免するというような内容と聞いてございます。具体的に申しますと、前月の水道の使用料と罹災を受けた10月分の水道料で増えた分を減免すると、そういうようなことで支援措置を行っているというふうに聞いてございます。当町におきましては、幸いにも床上の被害を受けた棟数は、最終的には6棟でございました。そういうふうな罹災を受けた6棟のうち、水道を使ってるのはそのうち2件というようにしたので、今回そのような減免措置はとらなかったというふうなことでございます。今後ですね、あつてはならないんですが、このような大きな被害が出たときにはですね、このような対応策等についても検討はしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○副議長【石崎幸寛君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 それでは、何点かなんですけども、リサイクル家電ということで、上三川では18台ですね、使えなくなったということで、内訳が、テレビ3台、エアコンが1台、洗濯機が5台、冷蔵庫が9台ということで、18台ということですね。他の市町村では、やはり補助金、補助してると。そういう考えがやっておりますけども、町のほうで補助の考え、どういうふうに考えてるのかお聞きしたいと思います。

○副議長【石崎幸寛君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 リサイクル電化製品に対する補助ということでございますけども、これまでの自然災害においてもそうした支援を行っていないというような状況がございますので、現時点では、そういった電化製品などに補助するというような考えは持ってございません。

以上です。

○副議長【石崎幸寛君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 最後はですね、災害見舞金の引き上げということなんですけど、栃木市では10万円とか、そういうことを言われてますけどね、町のほうでは災害見舞金を引き上げる考えはないのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○副議長【石崎幸寛君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 本町における見舞金制度につきましては町長交際費から支出することといたしまして、災害被災者見舞金交付基準を設けているところでございます。こうした中で、今回の台風第19号におきましては、その基準を満たしていないということで、交付には至っていないというような状況でございます。議員がおっしゃられましたとおり、ほかの市町村では見舞金を出しているというようなことは承知してはございます。今後については、その基準の見直しについては研究してまいりたい

と考えてございます。

以上です。

○副議長【石崎幸寛君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 それでは、もう1回、何点か質問なんですけども、上三川は今回、災害救助法が適用されました。そして、災害救助法に基づく住宅リフォーム制度、応急修理制度ということなんですけども、被災した住宅の応急修理ということなんですけども、受けられるということなんですけども、対象とかあればどのぐらいあったんでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

○副議長【石崎幸寛君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 このたびの台風第19号におきましては、本町においても床上浸水した住居が6件発生したというようなことになってございます。そうした中で、災害救助法の住宅の応急修理の対象となる住居につきましては、損害割合にして10%以上というような規定がございます。こうした中で、本町においてはそうした住宅被害がございませんでしたので、対象にはならないというようなことになってございます。

以上です。

○副議長【石崎幸寛君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 今、課長から、住宅応急修理の対象となる被害ということで、災害の場合に一部損壊ということで10%から20%ということなんですけども、これ、具体的にどの程度の内容なんですか。

○副議長【石崎幸寛君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 今回の住宅被害につきましては、被害を受けた住居の調査を実施してございます。その中で、被害割合につきましては2%から6%であったということで、対象にはならないということでございます。

以上です。

○副議長【石崎幸寛君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 私、これを取り上げたのはですね、国の被災者生活再建支援法ですが、この支給額は最大で300万円ということで、床上浸水1メートル以上で適用し、それ未満の浸水は対象外なんですね。だから、そういう点で、床上浸水した全被災者の救済が必要だと思うんですね。やはり家財を失うと、先ほど課長からですね、リサイクル家電には行っていないんだということなんですけども、やはり被災者の支援がね、必要だと思うんですね。ですから、専門家から言われていますけども、支援制度の拡充ということが本当に必要だと思うんです。ですから、そういう点でですね、これから上三川町は、今回かなりほかの市町村から比べてね、被害は少なかったですけども、やはりこれからこういうことも起きてくるわけだし、ぜひ支援制度の拡充ということで、国のほうに、あるいは県のほうにですね、大いに意見を言っていたきたいと、そういうことを要望したいと思います。

次に、2点目の問題です。2点目の問題については、高過ぎる国保税の減免について質問をさせていただきます。3点です。(1)国保税が払えない場合に減額免除制度を活用できるが、その内容はどのようなものがあるのか、これを聞きたいと思います。(2)が、資格証明書、短期保険証の交付及び差

し押さえの件数はどのぐらいなのか。そして（３）が、病院の窓口負担を払えない場合、一部負担金減免制度の活用がありますけれども、実態はどうなっているのか。３点ですね、ぜひよろしく願いいたします。

○副議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。税務課長。

（税務課長 海老原昌幸君 登壇）

○税務課長【海老原昌幸君】 ただいまのご質問の１点目についてお答えいたします。

国民健康保険では、世帯の加入者人数や所得に応じ、納めていただく保険税を計算する仕組みとなっており、世帯主と世帯の被保険者の前年の所得を確認し、総所得が条例で定める額以下の場合、軽減措置を受け、均等割と平等割の負担を軽くする軽減措置をしています。そのほかの軽減制度といたしまして、倒産、解雇等の事業主の都合による離職や雇用期間満了などによる離職については、前年の給与所得を１００分の３０とみなして税額を算定する軽減制度がございます。また、保険税については、前年の所得に基づき税額を算定することとされておりますが、天災等により著しく損害を受けた方や生活保護受給者などで保険税の納付が困難な方につきましては、当該年度の保険税についてさらに減免することができることとなっております。

以上でご質問の１点目について答弁を終わります。

○副議長【石崎幸寛君】 住民課長。

○住民課長【星野和弘君】 ただいまのご質問の２点目についてお答えいたします。

資格証明書及び短期被保険者証の交付世帯数は、８月の被保険者証の更新時点で、資格者証明書の交付世帯が４７世帯、短期被保険者証の交付世帯が２１２世帯でございます。また、差し押さえは昨年度中に３４件について実施しております。

次にご質問の３点目についてお答えいたします。

一部負担金減免制度につきましては、災害等が要因で生活が著しく困難となった方に対して、医療機関等に支払う一部負担金の免除等を行うものでございます。現在は東日本大震災の被災者２世帯３名に免除を行っております。なお、災害等以外の要因により生活困窮となった方に対しては、生活保護の担当課への相談を促しております。

以上で答弁を終わります。

○副議長【石崎幸寛君】 稲葉 弘君。

○１４番【稲葉 弘君】 それではですね、私のほうから何点かなんですけども、１つは、資格証明書、短期被保険者証の交付及び……ということで、先ほど課長から答弁あったんですけども、保険証の取り上げということで、資格証明証あるいは短期保険証ということなんですけどもね、この法的な根拠というのはどういうことやっているのかということと、これは、当然、収納率を上げるために保険証の取り上げをやっていると思うんですけども、収納率はどのぐらい上がったのか。それをお聞きしたいと思います。

○副議長【石崎幸寛君】 住民課長。

○住民課長【星野和弘君】 まず、法的根拠ということでございますが、上三川町におきましては、上三川町国民健康保険税滞納者対策実施要綱、これに基づきまして、年３回、滞納対策審査会、これを実

施いたしまして、そういった資格者証、あるいは短期被保険者証の交付を行っているということでございます。

以上です。

○副議長【石崎幸寛君】 税務課長。

○税務課長【海老原昌幸君】 収納率についてお答えいたします。収納率につきましては、昨年度、平成30年度決算ベースでございますが、こちらにつきましては、現年滞繰合わせまして71.9%、前年比較しますと1.5ポイントの上昇となっております。

以上でございます。

○副議長【石崎幸寛君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 今、課長から、収納率は1.5ポイント上がったということなんですけども、例えば、その中でひとり暮らしの高齢者、あるいは高校生から子供の保険証、これはどういうふうになってるのでしょうか。

○副議長【石崎幸寛君】 住民課長。

○住民課長【星野和弘君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

18歳未満のお子様がいる家庭につきましては、短期被保険者証の世帯につきましては1年間の被保険証を交付してございます。また、資格者証の世帯については6カ月の保険証を交付してございます。高齢者につきましては一般の方と同様の交付をしております。

以上でございます。

○副議長【石崎幸寛君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 保険証の取り上げということで、全国的に大きな問題になっておりましてね、医療を受ける権利を奪い、生存権を侵すということで、手おくれの死亡例も事例もたくさん出ております。この中で47.7%が無保険、あるいは資格証明書、短期被保険者証なんですよね。ですからそういう点で、横浜市は保険証の取り上げをやめたと、そういうことを聞いております。ですから、やはり生存権を侵すということで、保険証の取り上げはやめるべきだと思うんですけども、どうなんですか。その考えはないのでしょうか。

○副議長【石崎幸寛君】 住民課長。

○住民課長【星野和弘君】 資格者証とか、あるいは短期保険証でございますが、これを交付する前にですね、その対象者に一応納付できないような特別な事情、こういったものがあるかどうかというものを確認するような、そんな機会もございます。そうしたものを実施した上での結果でございますので、保険証を普通に交付するということはちょっと無理かというふうに思っております。

以上です。

○副議長【石崎幸寛君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 ぜひですね、保険証はやはり発行していただきたいと、そういうふうに思います。

もう1点はですね、財産の差し押さえということで、先ほど2件ですか、ということで答弁であったんですけども、差し押さえは34件ですか、ということなんですけど、この差し押さえの流れ、ちょっ

と具体的に教えていただきたいんですけど。どういう流れで差し押さえの状況になったのか。それをお聞きしたいと思います。

○副議長【石崎幸寛君】 税務課長。

○税務課長【海老原昌幸君】 差し押さえの流れということで、ご質問についてお答えいたします。

納税通知書が発送されて、納期限の20日後につきましては、未納者に対して督促状を発布してございます。また、その後、催告書を発布してございます。その中で滞納処分、そういったもののご通知は差し上げてございます。そうしまして、納期限内に納付が困難な方、そういった方につきましては随時納税相談、あるいは分割納付、そういったものにご相談に応じております。されど、納税相談、そうした分割納付、そういったものに応じず納税がされない場合、そうした場合に預金あるいは生命保険、給与等の照会などの財産調査をかけまして、担税力があるかどうかで判断いたしまして、差し押さえを執行している状況でございます。

以上でございます。

○副議長【石崎幸寛君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 今、課長から答弁なんですけども、やはり税金が納められなかった場合、納税緩和制度というのがありますよね。徴収猶予ということで認められますけれども、徴収猶予が認められますとね、1年以内の納付が猶予され、1年延長できると。差し押さえを申請できる延滞金が減免されるということなんですけども、こういう相談というのはやらないんですか。どうなんでしょうか。

○副議長【石崎幸寛君】 税務課長。

○税務課長【海老原昌幸君】 そうした納税猶予ということで徴収猶予、あるいは換価の猶予はございますが、町としましては随時そういった相談に応じております。基本的にはそういった形で納税相談、分割で納期限内に納付していただく、あるいは納期限が難しければ年度内に完納できるような、そういった形で分割での納税相談をお受けしている形で皆様にお答えしております。

以上でございます。

○副議長【石崎幸寛君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 厚生労働省のですね、差し押さえの禁止基準ということなんですけど、どうなっておりますか。課長、分かりますか。

○副議長【石崎幸寛君】 税務課長。

○税務課長【海老原昌幸君】 差し押さえの禁止、財産ということでございますが、国税徴収法、こちらの法律に基づきまして、生活に欠くことができない衣食住に関するもの、あるいは労働のための道具類、あとは、仮に給料、こちらを差し押さえる場合につきましては、所得税、住民税、社会保険料、こういったものが給与から天引きされますが、それ以外に生計維持に係る経費等、こちらにつきまして差し押さえ禁止ということで規定されてございます。

以上でございます。

○副議長【石崎幸寛君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 厚生労働省のですね、差し押さえ禁止基準ということは、3人家族の場合、本人1カ月10万円ということで、1カ月4万5,000円で2人ということで、差し押さえてはいけ

ない金額が19万円なんですよね。ですから、そういう点です、ぜひそういう方向でやっていただきたいと、そういうふうに思います。私も、毎回というわけじゃないんですけども、国保の問題を取り上げてましてね、一番聞きたいのは、上三川町の国保税は高いですよ、県内で。なぜ高いのかということ、その理由です。高ければ町のほうで財政支援してね、ほかの市町村並みに低くすべきだと思うんです。払える額にですね、考えるべきだと思うんですけども、その考えはないのか。その理由をお聞かせください。

○副議長【石崎幸寛君】 住民課長。

○住民課長【星野和弘君】 高過ぎる理由ということでございますが、いろいろな要因はあるかと思いますが、大きなものとしては、やはり医療費、こちらのほうが県内でもかなり上三川の場合高いほうとなっております。この辺が原因になっているのではないかとこのように思っております。

以上です。

○副議長【石崎幸寛君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 私もですね、この間、何回か国保の問題をですね、質問してまいりました。もう1点はですね、聞きたいのは、今の国保の加入者の割合、どういうふうになってるのかということなんですけども、課長、ちょっと分かりますか。加入者の割合ですね。

○副議長【石崎幸寛君】 住民課長。

○住民課長【星野和弘君】 割合ということではちょっと押さえてないんですが、今の国保、被保険者数、世帯数が3,631、そして非保険者数が6,252人、これは10月末現在でございます。

以上です。

○副議長【石崎幸寛君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 私はですね、高い国保税ということで質問を何回かしましたけども、国保の制度はですね、国民の4人に1人が加入し、国民皆保険制度だと思っております。現在、この加入者のうち、無職者等、非正規雇用者が8割近くを占めてるんですよ。ですから平均所得は230万円、これは95年なんですけども、から85万円に減ってるということで、低所得者が多いにもかかわらず、保険料は中小企業が加入する社会健保並みに高くなっていると、こういうことなんです。共産党のほうでもですね、公費1兆円の新たな投入でですね、協会けんぽ並みに引き下げようということで、選挙ではそういう政策を訴えました。例えばですね、1兆円の投入ということなんですけど、全国の知事会では、1兆円投入してですね、協会けんぽ並みに引き下げるとのことなんです。例えば、国保の均等割、平等割の廃止で、軽減可能な金額ということで、これ出ましたけども、栃木県はですね、40代夫婦、子供と2人世帯で、均等割、平等割の廃止でですね、17万3,847円引き下げることができるということ。全国平均では16万4,302円ですから、やはり1万円ちょっとですね、引き下げることができるということなんです。国保税は、やはり低所得者がね、負担が重くて、家族が多いほど負担がふえる今の国保の致命的な仕組みだと思うんです。ですから、助け合いなどではどうにもならない、そういう今、事態になってきていると思うんです。ですから、そういう点で公費の投入が当然必要だと思うんですけども、そこで質問なんですけども、来年度の国保税はどうなるのかということで、厚生労働省はですね、国民健康保険料の上限額、これを来年度から2万円引き上げてですね、年82万円にする

方針を社会保障審議会に示しました。ですから、国保料の上限引き上げは3年連続となります。ですから、これに対してですね、上限額に達する対象者ということで、町のほうでは何人ぐらいに見込んでいるのか。分かればお聞きしたいと思います。

○副議長【石崎幸寛君】 住民課長。

○住民課長【星野和弘君】 限度額ということでございますが、来年度についてはですね、上三川町におきましては、今年度、税額のほうを見直してございますので、来年度にそういったところを見直すと、限度額を引き上げたり税率を見直すといった予定は今のところ持ってございません。

以上です。

○副議長【石崎幸寛君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 そういう予定はないということで、ぜひね、そういう方向でお願いしたいと。上限額を引き上げればですね、高所得者とは言えない中間層も負担増になるのは明らかだと思うんです。給与所得が600万円前後で上限額を払えない子供、あるいは子供が多い世帯ほど国保税が高いということで、悪循環だと思うんです。だから、そういう点でですね、やはり町のほうとして、払える国保税に引き下げる、そういう方針だと思うんですけども、町長、どうですか。上三川の国保税は高いということ、先ほど課長からですね、医療費が高いということなんですけども、医療費が高くてですね、保険税が高ければですね、医者になかなかかかれないと、そういうことなんですけども、一般会計からの繰り入れをしてですね、各市町村並みの国保税に引き下げるべきだと思うんですけども、その考えはないのか。それをお聞きしたいと思います。

○副議長【石崎幸寛君】 町長。

○町長【星野光利君】 この問題につきましては、稲葉議員と何度もお話をさせていただいてと思います。ご存じのように、昨年度から国民健康保険におきましては、県が町とともにですね、保険者となりまして、財政運営の責任主体というふうになってございます。栃木県のほうの国民健康保険の運営方針で、市町の国保財政を持続的かつ安定的に運営していくために、原則として市町の国保特別会計において収支が均衡していることが必要であるというふうにはされております。また、国においてはですね、来年度から、市町のですね、法定外繰り入れ等の解消を保険者努力支援制度で評価するというふうな指標を拡充する予定というふうになっております。今、上三川町でもプロジェクトチームをつくって、保険税を引き下げるための努力をしております。その中で、先ほど住民課長から話がありましたように、主たる要因として、医療費が高いということで、これを下げて、結果的に保険税が下げられるような、そういったことを目指しております。今、お話ししたような状況から、国、県の状況を踏まえまして、本町では一般会計の法定外繰り入れということに頼ることなく、健康保険事業の運営を行ってまいりたいというふう考えております。

○副議長【石崎幸寛君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 以上で私の最後の質問にさせていただきます。

私、この間の長い間の町執行部のご支援、あるいは議員各位の支援でですね、30年間、できました。本当にありがとうございました。

○副議長【石崎幸寛君】 一般質問の途中でありますが、ここで15分休憩いたします。
55分から始めます。

午後1時41分 休憩

午後1時53分 再開

○副議長【石崎幸寛君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○副議長【石崎幸寛君】 14番・稲葉 弘君の質問が終わりましたので、順序に従い、13番・松本清君の発言を許します。13番、松本 清君。

(13番 松本 清君 登壇)

○13番【松本 清君】 それでは、通告順序に従いまして質問をさせていただきます。

まず、冒頭、台風19号で被災されました方々に心よりお見舞いを申し上げます。

私は、次の2点について質問をさせていただきます。まず1点目は、自然災害の対応についてということで、最近の集中豪雨や台風19号等の町の対応はということで質問をさせていただきます。今、この19号では、県内一級河川、各地で氾濫するという大惨事に見舞われております。また、上三川におかれましても、同様に被災された方が、家屋から、また野菜ハウスなどまで被災されてるわけでございます。そのようなことから、1点目としまして、最近の集中豪雨や台風19号等の町の対応はどのようなものだったかということで、1点目。

そして2点目、国が実施した鬼怒川河川敷の伐採事業は、今回、台風において、川の流れの影響を軽減するために大変有効であったと考えます。町で管理をしています蓼沼橋までの道路を含めた周辺の草刈り等について、町が行う考えはあるか。この2点について質問させていただきます。よろしく願います。

○副議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

本町においては、災害対応を円滑に実施するため、地域防災計画に基づき、災害時職員初動マニュアルを作成し、町職員が共通認識のもとに一定のレベルで災害対応に従事することとしております。大雨などの気象警報の発表の際では、総務課職員が参集し、情報収集等を行うこととし、必要に応じて建設部局や福祉部局などの職員を参集して、パトロールや避難所開設の準備などを行うこととしております。また、災害発生が予測される場合には災害警戒本部を設置し、災害対応に当たることとし、災害発生の危険性が高まった場合には災害対策本部を設置し、私の指揮のもとで災害対応に当たることとしております。

なお、今回の台風第19号においては、台風の接近を受けて、前日の10月10日午後3時30分に災害警戒本部を設置し、翌12日午後1時30分に災害対策本部を設置して災害対応に当たったところでございます。

次に、ご質問の2点目についてお答えいたします。

鬼怒川河川敷内の樹木伐採につきましては、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」として、主要洪水等などに対し、氾濫等を防止することを目的に、国が8月下旬から10月上旬にかけて東蓼沼地内の作業を実施したものであり、今回の台風第19号の影響による水位の上昇に際して、鬼怒川及びその周辺の被害軽減につながった要因の1つと考えております。ご質問の草刈りについてですが、国から占有を受けている町道部分につきましては、これまでどおり地元自治会や維持業者への委託等により管理してまいりたいと考えております。また、周辺部につきましては占有区域外となるため、国や地域の方々との連携により、現在の良好な状態を維持できるよう調整を図りたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○副議長【石崎幸寛君】 松本 清君。

○13番【松本 清君】 ただいま町長より答弁をいただきました。19号の対応ということで、大変役場職員の方にはお骨折りいただいたと、このように感謝する次第でございます。特にですね、上三川町におかれましては、以前にも避難所を開設したことも多分あるかと思うんですけど、今回の19号におかれましては、避難者が580名という、このような大勢の方が避難されたのは今回が初めてだと、例がないものだ、このように思っています。避難所開設に当たりましての避難者の方々からのご意見とかいろいろあったと思うんですが、その内容的なものはどのような状態であったかをちょっとお聞かせいただけますか。

○副議長【石崎幸寛君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 避難所を担当しておりました健康福祉課、私のほうから答弁させていただきます。

避難者の方につきましては、現在アンケートを実施しております。12月9日の回収期限ということで、避難所においてどのような不便があったか、困ったことなどがあったかなど、内容につきまして現在アンケートを行っているところで、それが回収になればある程度のことをお答えできると思っておりますが、ちょっと申しわけありませんが、現時点では途中ということで、ご了解いただきたいと思います。

○副議長【石崎幸寛君】 松本 清君。

○13番【松本 清君】 ただいまお答えいただきました。アンケート中だということでございますので、またそれは後でお知らせいただければと、このように思いますが、一部では、何かあんまりにも1カ所の避難所、200名とか何とかで集まり過ぎてごった返したという、そのような話もちょっと耳にしますもんですから、そのアンケートの結果をこれから待ちたいと、このように思います。

それからですね、私のほうでちょっとここでお願いしたいことは、やはり上三川町、鬼怒川があって、江川があって、田川、3本の川に挟まれた三川の町で、住みやすい町ということで今までは来たと思いますが、最近の台風の大きさ、また集中豪雨というのは、本当にここに来て頻繁に起きる、このようなご時世になりました。このようなことですね、多分、来年も再来年もないとは限りません。またあると、このように思ってこれから対応していただければと、このように思うわけでございます。その中で、今、今回の19号を見た範囲では、やはり一番、ひよっとしたら決壊寸前までいった田川、この河川が一番重要な河川かと、このように思います。ですから、先ほど来、前の議員の質問に対して答弁がございました。県と慈愛しながらやってくれる、町長の答弁がございました。そのようなことで、

上三川としては、上三川なりの考えを県にぶつけて、やはり一日も早い田川の堤防の復旧なり、河川改修なり、どんな形になろうとも、やはり安全で暮らせるような、そういう形にしていだけるような申し込み、要望をしていただければと、このように思います。いずれにしましても、この間の、私もちょっと田川も見ました。上わずかで氾濫しそうな、そんな状況でございました。あんなそばには誰も本当に、多分避難しなくてはならないような状態だったと、そのように思います。そのようなことでございますので、私からは、まずは第1番目に田川の改修ということで、その点をぜひともお願いしたいと思えます。

それでは、2点目でございますが、今、答弁をいただきました。ちょっとこれにつきましては、今までの成り立ちをちょっとお話させていただきます。実際、今回8月に伐採作業、草刈り、これをやっていただきましたが、これに対して、まずは、ちょっと個人名も出しますが、蓼沼に親水公園があります。親水公園の北側、ここに田んぼ、畑、これ、国から占用してるわけです。ちょうどその占用の時期で、役員さんが石井に行きました。石井に行ったときに、うちのほうでも切ってもらいたい木があるんだというのがスタートです。それが、占用している田んぼの一番北側、そこにこのくらい、幹回りでいえば50センチぐらいのアカシアが一本あったわけです。たまたまそのときに、その東側、今、テトラポットを置いとく、あの東側、農作物やってる、そこにやはりアカシアの並木がある。そこを伐採したもんですから、そこに行って、この木も切っていただけませんかという話からスタートしたわけです。ですから、ちょっとこの順序を聞いてください。その木を切りましょうということになった。それから今度、あとやっていただけるとしたら、こちらに向河原へ行く通学路もあるんだと。ここにヨシが生い茂ってると。そして、公園の駐車場の南側、ずっとここにアカシアの森みたくなってるんですね。これも、どうしても、まずは通学路ということで、防犯上、そして不法投棄もされるんだということで、その後、所長さんにもお話ししたところ、実際はそこが予定の場所ではなかったんですね、今回は。あくまでも東木代、江川の放水路、あのふちが、やはりアカシアと竹でいっぱいになってるんです。それをやる予定だったんです。うちの人が、**さんっていうんですが、この人がその話をしたら、じゃあ、防犯とか不法投棄とかというんじゃ、じゃあ、こっち先やろうということで蓼沼をやってくれたと、こういう話でございます。それをやっていただいたのが、まだ本当に、ちょうど定期的に夏休み、子供たちは夏休みだねという話から、じゃあ、今やっちゃおうってなって、先やってくれたというのが現状らしいんです。そのようなことで、その**さんという方には大変お骨折りいただいたわけです。そのようなことで、ちょうど台風が来る前の日に伐採したものまで全部片づけ終わったんです。台風の前日に。また、ユンボ等は、それは引き上げてなくて、あったわけです。そのときに次の日に台風が来て、今度は子供たちが通う、町が占用して町道として認めて利用してますね。その道路も今度は台風でがたがたに流されちゃった。その道路が流されるのは、いずれにしましても、ここの伐採、草刈り、全部やっていただいたもんですから、水が橋のほうじゃなくこっちに、たくさんまわってくる。横に流れてきて、結局、橋のほう助かった。ここが茂ってれば、そこに流木やいろんなものが引っかかれば、今度はまた増水しちゃうんですね。そうすると橋が完全に埋もれたと思います。それが今までの水が噴いたときの、何年か前も、みんなそれは、今言ってる南側の駐車場、あれも流れたわけです。ですが、今回はその駐車場も乗らなかった。その手前を流れてくれた。そのようなことがあって、今回、橋も何

とか助かったというのが現状かと思います。多分、伐採とか草刈りやってなかったら、ここに流木、いろんなものが溜まって水が上がるわけです。そうすると橋が完璧に乗ったわけです。今回も橋の桁まで乗りましたから。ですから、本当に私も夜中にちょっと向河原を見にいきましたけど、ちょっと恐ろしい状況でございました。そのようなことですね、今回、この件につきまして、本当に、1人の方がちょっとした口ききでそこまで成り立ってること、これだけ皆さんにやっぱり、承知していただきたいと、そのように思います。その結果、やはり橋も助かったんだと、そのように皆さんもその辺を認識していただければありがたいです。

このようなことで、今、国のほうで言ってくれた言葉、これは、ここまでせつかくきれいにしたんだと。ですから、あとの管理を自治会と町で相談しながら、これ、全部今のままにやってくれれば、今の道路から20メートルぐらい南まで全部きれいになってるんですよ。ですから、今までそのところに行って、南向いても何も見えなかった。それが全部上郷のほうまで見えるんです。そこまできれいになってますから。この管理を、せつかく国がやってくれたのをおろそかにして、やんなくて、またヨシが伸びれば今までどおりになっちゃうわけですよ。木はないにしてもね。ですから、そういう点を今、私がここで町でできないのかという質問の中にあるわけです。ですから、この点をもう一度ちょっとお答えいただけますか。

○副議長【石崎幸寛君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鶴見幸一君】 鬼怒川のですね、伐採事業、この流れにつきましては、今、議員のほうからですね、経緯等をお話いただきまして、町としても非常に喜ばしいことでありまして、今回の災害でですね、東蓼沼橋、こちらのほうが、やはり、桁まで水位が上昇して、平成27年の災害でですね、やはりそこまで上昇したときに橋本体が変異しまして被災を受けたんですが、今回はですね、水位の関係は若干分からないんですが、被災を受けなかったということで、確かに今回の伐採事業は有効であったということで判断しております。それで継続して、国のほうで伐採していただきました箇所のお話なんなんですが、こちらにつきましては、現在、町道部分につきましては、自治会のほうとですね、協定等を結んでおりまして、実施していただいているところでございます。それと、それ以外の区域につきましては、基本的には河川区域で、町としては占用外ということもございまして、もう一度ですね、国のほうと、また自治会のほうとですね、連絡を調整させていただきまして、その対応については検討してまいりたいということで考えております。

○副議長【石崎幸寛君】 松本 清君。

○13番【松本 清君】 ありがとうございます。せつかく国がきれいにしてくれた、その線のところまでは、これから守っていくべきだと、このように思うわけですよ。一旦また生い茂っちゃうと、また何をあんたら刈ってんだということにもなりかねないわけです。ですから、せつかくそこまで国で広げてくれた。それは、やはり私たちが守るべきかなと、このように思います。町長、この辺はどうですか。同じですか、意見。

○副議長【石崎幸寛君】 町長。

○町長【星野光利君】 今、都市建設課長が申しあげましたように、占用外というところでございますので、この辺はよく協議をさせていただきたいというふうに思います。

○副議長【石崎幸寛君】 松本 清君。

○13番【松本 清君】 そのようなことですね、1つだけは、国でここまでやってもいいです、やっただけでもいいです、というんですよ。そういうことになってますんで、その辺のところを考えながら、ちょっとこれから検討していただければと思います。

それでは、続きまして2番目、これは、町道整備についてということで質問させていただきます。昨年12月議会において答弁をいただきました。261件の要望があるということであります。現時点までの対応状況と、今年度末までにどの程度の予定があるのか、その点について答弁をいただきたいと思っております。

それと2点目、今回の台風19号の影響で幾つかの道路で路肩が被災しております。また、以前の豪雨でも被災し、土嚢で対応してる箇所もあります。これらの被災箇所について今後どのように対応していくのかお聞かせください。

○副議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまご質問の1点目についてお答えいたします。

昨年の12月議会において、昭和55年から平成29年度末までの町道や河川などに関する要望件数938件のうち、約7割程度の677件が対応済み、261件の未対応の要望があることをお答えいたしました。その後の対応状況ですが、舗装や側溝、河川などの要望に対し、平成30年度に4件、令和元年度は現時点で6件が対応済みであり、さらに年度末までに3件対応する予定です。また、道路の拡幅に関する要望に対しては、調査を含め、現在5カ所で実施中であります。

次に、ご質問の2点目についてお答えいたします。

今回の台風第19号により、町道については28カ所の路肩が被災しております。これらについては、年度内復旧に向けて作業を進めているところであります。また、以前に被災し、路肩法面に大型土嚢を設置した箇所については、現在安定している状態ですが、パトロールを強化し、法面の状況を把握しながら今後の対応を検討していきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○副議長【石崎幸寛君】 松本 清君。

○13番【松本 清君】 ただいま答弁いただきました。この1年間で大体13カ所の予定ということですね。今、261件あるというのは、1年前でした。やはり各自治会から要望が出てくるということは、その自治会にとっては非常に大事なことでございますよね。そのようなことでございますので、もう少しスピーディーにできないのか。その辺のところをもう一度答弁願います。

○副議長【石崎幸寛君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鶴見幸一君】 要望に対しまして、もう少しスピーディーにというお話なんですけど、年々、要望箇所が増えている中で、緊急性、公共性、そういったものを踏まえまして優先順位、こちらのほうを決めて実施しているところでございます。限られた財源の中で実施している状況でございますので、よりですね、コスト削減、また事業箇所、これを選別しながら、効果的な整備、これに努めていきたいと思っております。そういった結果、要望箇所が少しでも減っていけばいいとは思っているんですが、

どうしてもそのような手法でやっておりますので、1度に何カ所も実施するという事はちょっと難しいかなということで考えております。

以上でございます。

○副議長【石崎幸寛君】 松本 清君。

○13番【松本 清君】 やはり1年前もそのような答弁でございました。少し努力してくれる、そういう姿も見せていただきたい。要するに、この260件を何年かけてやるのか。今13件ということは、大分かかりますね。全部やるにすれば。でも、多分この260のうちにも少し送ってもいいものもあるわけです、当然ね。今、優先順位とかいろいろと、そういう件もございしますが、今、本当に、例えば畑の中であっても、1軒行き止まりの家であっても、皆、高齢化してます。シルバーカーを押したり、電動の車に乗って畑に行くとか、みんなそのような状況でございます。今、万年レギュラーですから、そのようなことで、優先というのはどこが優先なのか。そうすると、それも優先になっちゃうんですよ。砂利じゃ車押していけませんから。そういうところも、1年前にもそのようなこともお話ししたんですけど、やはりそこまで目を届けていただきたい。できれば13じゃなくて20ぐらいはあっていいぐらいの、そのぐらいに仕事を伸ばしていただければ。実際、1年前に予算アップはできないのかということも私言いましたよね。で、上げてくれたよね、アップしてくれた。ありがとうございます。そして、もう少しできないんですか。そのようにちょっと思うんです。どうですか。担当課長。

○副議長【石崎幸寛君】 町長。

○町長【星野光利君】 箇所についての優先順位は担当課のほうで決めてますが、確かに松本議員おっしゃるように、予算は増やしました。箇所によってかかる金額が違いますので、単なるその箇所数だけというよりは、優先順位で危険なところから進めていますので、議員がおっしゃるように、危険な箇所の解消にこれからも努めてまいりたいというふうに思います。

○副議長【石崎幸寛君】 松本 清君。

○13番【松本 清君】 確かに一番は、危険がね、今、もう1つだけあるんですけど、優先順位、1番は通学路ということで、今までもありましたよね。今、私が気がつくところでも、通学路でまだこんな狭くて、なってないところもあるんですよ。これは舗装にはなってます。しかし、田んぼ道で除草剤をかけてこうなっちゃったんだな。ですから、こういう道路も、そこを何自治会もの子供が通ってるわけです。ですから、これ、本来であれば、今、両方に壁を上げてやれば、車道1つと1メートル50ぐらいの歩道ができるわけです。そのようなことも、通学路優先ということになれば、ちょっと目を通していただければと、こう思うわけです。とにかくこの場所は、本郷小学校なんですけど、四、五百メートルのところ。そのようなことで、今、中根、汗、文挾、この子供たちの通学路なんですよ。もう既に四、五年前に要望も出て、いつやってくれるんだというのがその住民です。みんな地権者もそのようなことになってますんで、もう一度ちょっと確認していただけますか。あくまでもこれは通学路でございますんで。そのようなことでですね、できるだけ、1年でも早く要望を消化していただきたいと、このようにこの1点目をお願いしたいと思います。

そして、2点目です。今回の台風19号の影響でですね、これも道路、路肩が被災された場所が何カ所もあると思います。また、以前の豪雨で、やはりこれは台風です。それで路肩が被災されまして、土

囊を積んで復旧してた。ですから、もうそれが四、五年経ってるんで、地元の人も、「このままで終わりなのか」という声がどんどんあがるわけですよ。土囊でやったということは、これはあくまでも仮復旧ですよ。土囊のここには、ちゃんとその前の台風で崩れた時には、全部点字ブロックがあって、ガードレールがついて、できてるんですよ。その隣が土囊なんです。ということになると、何でこれで、いつまでも土囊なんだって、こう住民はなるわけですよ。ですから、その辺のところで、先ほどの答弁にもございましたが、場所を見て優先的にということでもございましたが、その辺のところも、できるならば、一度にやるんじゃないかと、例えば20メートルでも何でもいいと、まずは手をつけるという、そのような考えはあるのか、ないのか、ちょっとお知らせください。

○副議長【石崎幸寛君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鶴見幸一君】 以前に被災した箇所を土囊で設置している箇所の対応ということでございますが、大型土囊で設置させていただいて、現在は、今の状態では変異が見られないということですが、あくまでも土囊という認識はございます。ですので、今後パトロール等を強化いたしまして、その状況の変異等を確認させていただきまして、その状況です、変異等が確認されれば幾らかでも対応していかなくてはいけないという認識でございますので、現場のほうを確認しながらですね、対応させていただくということをお願いしたいと思っております。

○副議長【石崎幸寛君】 松本 清君。

○13番【松本 清君】 大変ありがとうございます。そのようなことですね、町中を歩くとみんなが困ってる場所は結構まだまだあるんですよ。小さい場所も入れるとかなりありますよ。ですから、担当課としても1歩でも足を運んで、ちょっとそういうところも見ながら進めていただきたいと、このようなことをお願いするわけでございます。いずれにしても、誰もが安心して暮らせる、そういう地域づくりが一番必要なのかなと私自身も思ってます。そのようなことで、きょうは私、この2点でございますので、そのようなお願いをさせていただきまして、私の質問を終わらせていただきたいと思っております。

それで、最後にですね、私も、先ほど稲葉議員30年ということで、ここでお話がございました。私もここまで24年間、皆様方とともに一緒にまちづくりの一端に参加させていただきながら、議員としてやらせてきていただきました。本当にありがとうございます。実際、私が初めて議員になったときは、前猪瀬町長が5月に初めて登庁した。私はその暮れの選挙で、1月からこちらに来させていただきました。ですから、猪瀬町長と4期、星野町長と2期、それだけ一緒に仕事をやらせていただきまして、本当に至らなかったかもしれませんが、そこまでずっと執行部の方とこうやってお話をさせていただきながらしました。振り返りますと、その当時の、ひょっとしたら役所、皆さん意外と下向きな人が多かった。猪瀬町長の「まずは挨拶から」というこの言葉からスタートしたと思います。それで、今現在、もう皆さんはつらつとして、立派な執行部の方々です。今、町長も3期目に入り、この若さとパワーたっぷり、フットワークがよくて、今、まちづくりに邁進しているわけでございますが、町長を初め、三役、そして執行部の方、手を結んで、すばらしい町をこれから作っていただければ幸いだと、このように思っております。町長が掲げます「共に創る 次代に輝く 安心・活力のまち 上三川」を目指して頑張りたいと思っております。長い間ありがとうございます。

○副議長【石崎幸寛君】 13番・松本 清君の質問が終わりました。

○副議長【石崎幸寛君】 一般質問の途中でありますが、本日はこれで延会といたします。なお、あす4日も午前10時から一般質問を行います。大変お疲れさまでした。

午後2時26分 延会